

障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大

～平成 27 年 4 月から常用雇用労働者 101 人以上の事業主に拡大～

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成 21 年 4 月から段階的に施行されています。今回の改正では、平成 27 年 4 月より、障害者雇用納付金制度対象事業主が拡大されます。

(1) 障害者雇用納付金制度とは、

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から、その雇用する障害者が 1 人不足するごとに 1 月当たり 5 万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金や助成金を支給する仕組みです。

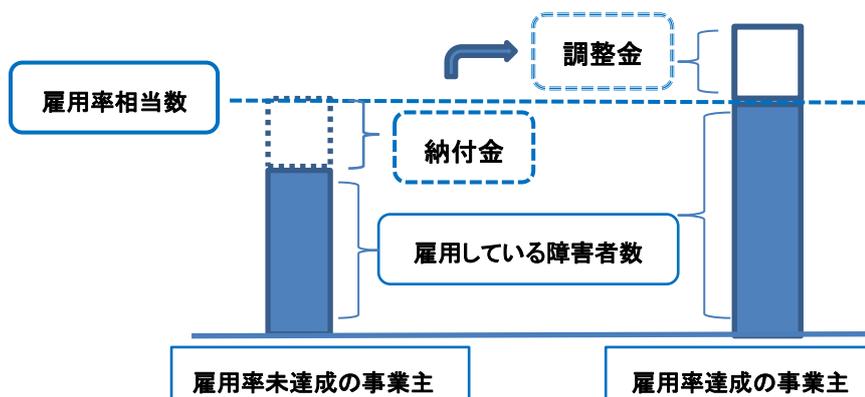
この障害者雇用納付金の徴収は、これまで、経過措置として、常用雇用労働者を 301 人以上雇用する事業主のみを対象としてきましたが、平成 22 年 7 月から常用雇用労働者が 201 人以上 300 人以下の事業主に対象が拡大されていました。

(2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用である中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があります。

(3) 今回の法改正による改正点

平成 27 年 4 月から、常用雇用労働者が 101 人以上 200 人以下の事業主に拡大されます。
なお、制度の適用から 5 年間は、納付金の減額特例で、5 万円が 4 万円に減額されます。
障害者雇用調整金は、変わらず月額 2 万 7 千円、報奨金は月額 2 万 1 千円です。



障害者雇用率制度・・・

事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけてあり、少なくとも 5 年ごとに、この割合の推移を考慮し政令で定めることになっています。

障害者雇用調整金・・・常用労働者 100 人超（平成 27 年 4 月から）の企業から雇用率不足分一人当たり月額で納付金を徴収し、調整金として雇用率達成の事業主に支給するものです。

障害者雇用報奨金・・・障害者多数雇用中小企業事業主には報奨金が支給されます。

神奈川県における障害者雇用状況の集計結果公表

障害者の雇用の促進等に関する法律では、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

これに基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況についての集計結果が出されました。



障害者の雇用状況

(平成25年6月1日現在)

分析概要

民間企業全体に

	雇用されている障害者の数	障害者の実雇用率	法定雇用率の達成割合
民間企業 (法定雇用率2.0%)	16,541.5人	1.68%	40.0%
県の機関 (法定雇用率2.3%)	334.5人	3.15%	100.0%
市町村等の機関 (法定雇用率2.3%)	1,682.0人	2.18%	54.3%
県の教育委員会 (法定雇用率2.2%)	492.0人	2.20%	100.0%
地方独立行政法人等 (法定雇用率2.3%)	76.0人	1.73%	20.0%

における障害者の雇用状況は、雇用されている障害者の数、実雇用率とも過去最高であったが、従業員300人未満の企業においては、雇用されている障害者数こそ前年より増加したが、実雇用率は前年を下回っている。

公的機関においては、県の機関、県の教育委員会とともに、実雇用率で前年を上回り、法定雇用率を100%達成している。

詳しくは、神奈川労働局のHP

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kanagawa-roudoukyoku/kanarou-antei/koyoujoukyou_houkoku.pdf

障害者を雇用する企業に様々な助成金があります。



就職困難者を従業員として新たに雇い入れる場合の助成金

特定求職者雇用開発助成金・・・高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により継続雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部が助成されます。

障害者トライアル雇用奨励金・・・障害者の雇い入れ経験がない事業主等が、障害者を、ハローワークの紹介により、一定期間施行雇用を行う場合に助成するものです。

精神障害者等雇用安定奨励金・・・精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れ、精神障害者が働きやすい環境づくりを行った事業主に対し助成されます。

そのほか、**発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金**等があります。



障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

障害者作業施設設置等助成金・・・障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主でその障害者が障害を克服して作業を容易に行えるよう配慮された施設、改造等がなされた設備の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成するものです。

障害者介助等助成金・・・就職が特に困難な障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

ほかに、**重度障害者等通勤対策助成金・障害者能力開発助成金**等があります。

詳細・・・厚生労働省HP：www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

男女雇用均等法施行規則を改正する省令等が公布されました

～間接差別となり得る措置の範囲の見直し等を行い、平成 26 年 7 月 1 日に施行～

雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するための施行規則等が公布されました。

☆☆改正の主な内容☆☆

- 1 間接差別となり得る措置の範囲の見直し** … 間接差別とは、性別以外の事由を要件とする措置で、他の性の構成員と比較して一方の性に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置を合理的な理由がない場合に講じる事であり、
 - ①労働者の募集・採用に当たり、労働者の身長、体重、または体力を要件とすること
 - ②総合職労働者の募集または採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること（!!今回の見直し措置!!）
 - ③労働者の昇進に当たり転勤の経験があることを要件とすること以上の3点がこれに当たる。

今回の見直しにより、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更に当たり合理的な理由なく、転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなりました。
- 2 性別による差別事例の追加** … 性別を理由とする差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取り扱いをしている事例が追加されました。
- 3 セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底** …
 - ① 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれることを明示
 - ② セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっての重要事項の明示
 - ③ セクシュアルハラスメントの相談対応の徹底と、その放置による新たな問題発生のおそれを明示
 - ④ 被害者に対する事後対応措置の例として、被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加などがなされました。
- 4 コース等別雇用管理についての指針の制定** … これまでの「留意事項」をより明確に記述した「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」が制定されました。

詳細…厚生労働省 HP : www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033232.html

過酷な働き方には NO !



過酷な働き方をさせられていませんか？

自分の働き方、おかしいかも…と思ったら、相談を！



若者を過酷な労働条件の下で働かせ続ける企業が、今社会問題となっています。労働基準法の改正は、長時間労働の抑制等を目的としています。

法定の労働時間、休憩、休日…使用者は、原則、1日に8時間、1週間に40時間の労働時間を超えて労働させてはならず、労働時間が6時間を超える場合45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、そして、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。

時間外労働協定…労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表するものとの労使協定において、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届け出た場合には、法定労働時間を超える時間外労働等が認められます。なお、時間外労働時間には限度が設けられています。

そのほかにも労働時間・休日に関する様々な制度や施策があります。

詳しくは、HP www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudou_ikan/index.html

なお、県では様々な労働相談窓口を設けています。 かながわ労働センター TEL 045-662-6110





中小企業退職金共済の掛け金補助

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。掛け金は全額非課税で、国から事業主に新規加入・掛け金増額助成が受けられます。

鎌倉市では、市内の事業主が、中退共制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に新規加入した場合、国の助成に加え、市が掛け金の一部（従業員1人当たり月額400円）を加入から3年間補助します。☎：産業振興課勤労者福祉担当 TEL：0467-47-1771



～鎌倉市では、若者の就労を助ける活動を湘南・横浜若者サポートステーションと連携して行っています～



湘南・横浜若者サポートステーション

湘南・横浜若者サポートステーションは、働くことや自立に不安を抱えている方のための相談室です。相談者が抱えている悩みや不安をお聞きし、具体的に行動するためのお手伝いをしています。相談者の状況に合わせて専門的なスタッフが必要に応じてチームでサポートしています。相談者は、湘南・若者サポートステーションの特徴であるさまざまなプログラム・体験活動を通して働くことへの不安や悩みを解決してることができます。まずは、相談電話にお問い合わせください。

〒247-0055 鎌倉市小袋谷 1-6-1-2F・3F
TEL：0467-42-0203
<http://k2-inter.com/shonan/>
開所時間：月～金曜日 10時～18時
（祝祭日、毎月第一木曜日は休）



お知らせ



鎌倉市が平成25年度に実施している耐震診断により、レイ・ウェル鎌倉の建物が耐震性に問題があり危険な状態にあることが判明したため、利用者の皆様の安全確保を最優先し、平成25年11月30日をもって施設の利用を停止しています。

このため、これまでレイ・ウェル鎌倉で行っていた各種労働相談は、当面中止しています。今後の各種労働相談の再開日時等は、市のホームページ、広報等でお知らせいたします。

詳しくは、鎌倉市のHP：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/shuushoku/index.html>